

議案第54号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	総務省令の一部改正に伴い、対象火気設備等の一つである「燃料電池発電設備」の定義に「固体酸化物型燃料電池」を追加する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【改正趣旨】	<p>省令の一部改正に伴い、対象火気設備等の一つである「燃料電池発電設備」の定義に「固体酸化物型燃料電池」を追加すること及び引用する省令の項が移動したことにより、当該条例を改正するもの。</p> <p>【関係法令】 ●消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号）</p> <p>●対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第26号）</p> <p>【内 容】 ①固体酸化物型燃料電池の追加【第10条の2第1項及び第2項】</p> <p>（現行）</p> <p>燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。・・・</p> <p>（改正）</p> <p>燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。・・・</p> <p>②引用省令の項ずれによる改正【第31条の5第3号、第4号及び第5号】</p> <p>（現行）</p> <p>特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する<u>省令第3条第2項</u>・・・</p> <p>（改正）</p> <p>特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する<u>省令第3条第3項</u>・・・</p> <p>【施行期日】 公布の日。ただし、第10条の2の改正規定（固体酸化物型燃料電池の追加）は、平成22年12月1日から施行する。</p> <p>【予算措置】 なし</p> <p>【その他】 なし</p>